

○環境省令第 号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第六号及び南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第三条第二項の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

環境大臣 石原 宏高

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(特定活動に該当する行為)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機の航行又は飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為</p>	<p>(特定活動に該当する行為)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>第四条 法第三条第六号ロの環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 船舶の航行又は航空機の飛行に付随する物品の運搬及び船舶又は航空機への補給</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、南極地域の海域にある船舶又は航空機内にある者が当該船舶又は航空機内においてする行為</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第

号。以下「改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(改正法附則第三条第二項の環境省令で定める事項等)

第二条 改正法附則第三条第二項の環境省令で定める事項は、同条第一項に規定する南極地域活動の目的、時期及び場所とする。

2 改正法附則第三条第二項の規定により環境大臣に対し行う報告は、様式第附二の報告書を提出することにより行うものとする。

様式第附二 (附則 (令和八年 月 日環境省令第 号) 第二条第二項関係)

経過措置期間中に実施した南極地域活動に係る報告書

年 月 日

環境大臣 殿

住 所

氏 名

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）  
附則第3条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

南極地域活動の内容	
南極地域活動の目的	

南極地域活動の時期	
南極地域活動の場所	

(注)

1. 同一の南極地域活動をした者が複数いる場合には、当該者の連名でも可。その場合は、代表者の氏名及び住所を本様式に記載し、その他の者の氏名と住所を別紙にて添付すること。
2. 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。